

NPOのことや
共助社会のこと、

講師派遣制度を 活用してみませんか？

もつと

知

り
たい
!

- ◆平成24年4月から改正特定非営利活動促進法が施行されるとともに、地方自治体が認定主体となる新たな認定制度がスタートするなど、市民活動行政は大きく変化しています。
- ◆また、地縁組織や企業、住民、NPO等の多様な主体が参加し、専門ノウハウの活用によって地域社会課題の解決に取り組む、「共助社会づくり」という考え方が注目されています。
- ◆こうした市民活動行政について、少しでも理解を深めていただくために、内閣府の担当職員が講師役として説明会等の場に出向き、お話しさせていただきます。

派遣概要

受付方法: 説明会等の開催日1ヶ月前までに、内閣府NPOホームページ内、「講師派遣申し込みフォーム」からお申込みください。

対象: 地方自治体、NPO法人、中間支援組織、税理士、公認会計士、教育機関等が主催する、不特定多数の方が参加する説明会、セミナー等。

謝礼: 金品の受取りは、一切辞退させていただきます。

交通費: 原則、主催者側のご負担はありません。

会場費: 主催者側でご負担いただきます。



講演テーマの一例

- ◆改正特定非営利活動促進法の概要
- ◆認定NPO制度の概要
- ◆認定事務の基礎知識
- ◆NPO会計基準の概要
- ◆寄付税制の概要
- ◆「共助社会づくり」の概要

※上記以外の講演テーマについても、ご要望に応じて調整させていただきます。

なお、市民活動行政に関連するテーマのみとさせていただきます。

留意事項

- ・専用申し込みフォームからの申込受付後、依頼内容の確認を経て、必要書類のご提出をお願いいたします。(必要書類については申込受付後、ご連絡させていただきます。)
- ・本制度を利用した苦情、要望、陳情等はご遠慮ください。
- ・講師派遣対象となる説明会やセミナーに付随した物品の売買、契約等はご遠慮ください。
- ・講座時間は1～2時間程度となります。
- ・当日の参加者から受講料などを徴収する場合は、原則として講師の派遣はできません。
- ・日程等の理由によりご希望に添えない場合があります。ご了承ください。

【お問い合わせ先】

◆内閣府政策統括官(経済社会システム担当)付参事官(市民活動促進担当)

TEL:03-5253-2111(代表)

内閣府NPOホームページ:<https://www.npo-homepage.go.jp/index.html>

講師派遣専用申し込みページ:<https://www.npo-homepage.go.jp/koushihakken/index.html>